

中小業者の要求実現のため、商工新聞読者と会員を増やそう!!

名古屋北部民商ニュース

2017年7月17日(月)発行

No.241

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

1年がかりの税務調査、ようやく終了



昨年、税務調査を受け、3月15日を過ぎても、連絡も数字の開示もなかったNさんとSさん(いずれも守山東支部)の税務調査が、1年がかりで、ようやく終了しました。

昨年の夏以降、守山東支部では、税務調査を受けた4人が入会しました。そのうち、NさんとSさんは、支部役員会に参加し、税務調査対策を学習してきました。

税務署員の不当な言動に対する税務署交渉にも、支部役員や事務局の立ち会いを強め、頑張ってきました。

2人とも『3・13重税反対統一行動』にも参加し、Nさんは「こそつと、申告書を出すものと思っていたのに、税務署員に出迎えられ、あんなにも堂々と提出し、税務署が受け取ってくれるなんて...」と、感慨もひとしお。

中小企業法務プラス!ワンポイント

～遺言書に関わるよもやま話 ⑥～

遺言公正証書(公正証書による遺言書)の作成 ～基本編～

第1回のときに、公正証書による遺言がオススメと書きましたが、今回はその遺言公正証書の具体的な作成手順について概要を説明します。

遺言公正証書は、公証役場(名古屋市内に3箇所、名古屋市の愛知県内に8箇所あります)にいる公証人という方に作ってもらいます。

遺言公正証書を作ろうと思えば、まずは公証役場に行き、書き遺す内容について説明して相談するところから始まります。公証人は、遺言者の話を聞いて必要な書類などを説明してくれます。

公証人の指示に従って必要な物を揃えて再度公証役場に行き、具体的な遺言内容を口頭で伝え、それを文章化してもらいます。そして完成したものを読み聞かせてもらって間違いがなければ、署名捺印して完成です。

但し、遺言公正証書の完成には、本人以外の2名の証人が必要です。さらにこの証人の資格には条件があって、相続人になる予定の人やその配偶者、遺言によって財産を受け取る人などは証人になれません。そこで、そういった人以外で信頼できる証人を2名探すことになりますが、そうそうそんな人がいるわけではありません。でも大丈夫。そんなときに備えて、公証役場では証人になってくれる第三者を紹介してくれます(多少の手数料は必要ですが)。

そうして完成した遺言公正証書の原本は、公証役場で大切に保管してくれますし、写し(正本)を依頼者に交付してくれます(費用が必要)。この正本を、万が一のときにはそれに沿った相続がなされるように、信頼できる人に預けるなり、保管場所を覚えておくことが大切です。

2017年7月 弁護士 伊藤勤也(名古屋北法律事務所)

しかし、3月15日を過ぎても税務署からは連絡も数字の開示もなく「調査はどうなってしまうんだろう...」と、不安を抱えながらも、支部役員会に参加し、役員・事務局とも相談し、毎回、元気を取り戻して帰っていきました。

地方別交流会や定期総会に向けての拡大の訴えに、Nさんは3部の商工新聞を拡大。「私ひとりでは税務署に抗議したり、ここまで頑張ったり、3・13の集団申告に

参加したりすることはなかったと思います。いつでも、民商のことは周りの業者に宣伝しています」と、支部の拡大成果8部の牽引者のひとりに。

また、Nさんは、更正通知書が届く前に開催された名古屋北部民商の定期総会の代表発言で「民商に感謝です」とも、話されていました。

1年がかりで頑張ってきた、6月23日になり、税務署から連絡と数字の開示がありました。



2人とも修正申告と更正の違いを役員会等で学んでおり、修正申告には応じず、「更正の通知書を送って」と要求したところ、国税通則法の改正により、白色申告者にも理由を付記した更正通知書が届きました。

会費は15日までに集金して、班・支部の役員に届けて下さい。

15日80%、月末100%集金にご協力を!!